

平成 2 7 年度

— 第 1 回 (定例・臨時) —

教育委員会議事録

開 会	平成 2 7 年 4 月 9 日	午前 午後	4 時 3 0 分			
閉 会	平成 2 7 年 4 月 9 日	午前 午後	5 時 3 5 分			
会 議 場 所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	森本哲次	出	佐藤 進	欠
	藤井宣夫	出	高本恭子	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について</p> <p>報告事項 1 平成27年2月定例県議会の概要について</p> <p>報告事項 2 平成27年4月人事異動の概要について</p> <p>報告事項 3 奈良県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について</p> <p>報告事項 4 奈良県立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱について</p>	<p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>○吉田教育長「ただ今から、平成27年度第1回定例教育委員会を開催いたします。本日は佐藤委員が欠席ですが、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>○吉田教育長「まず、はじめに委員の議席につきまして、奈良県教育委員会会議規則第5条により、議決を要することになっております。それぞれご着席の位置でよろしいでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長「次に、前々回の定例教育委員会会議録の承認についてです。」 「お手元に配付している会議録について、各委員内容をご確認ください。」</p> <p>「ご承認を頂けますでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で承認</p> <p>○吉田教育長「本日の案件の、報告事項3については、現時点で未公表の案件であり、秘密会において報告すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で可決</p>	<p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>可 決</p>
<p>議決事項 1 奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について</p>	
<p>○吉田教育長「それでは、議決事項1『奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項』について説明願います。」</p> <p>○大西学校教育課長「平成27年度の奈良県教科用図書選定審議会ですけれども、義務教育諸学校につきましては、小・中学校の教科書は4年ごとに採択替えをすることになっており、本年は中学校用の教科書の採択替えが行われます。また、特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級における教科用図書の採択は毎年行われます。</p> <p>これらの採択に関わって、奈良県内18の採択地区や学校への指導、助言、援助を行うために県において教科用図書選定審議会を設置し、教科用図書の採択基準及び選定資料について、また、</p>	

議案及び議事内容

県立中学校及び特別支援学校の採択について、諮問書（案）のとおり、選定審議会の意見を聞きたいと考えております。

配付いたしました資料がその諮問を行うための諮問書ということになります。選定審議会委員については後ほど秘密会の報告事項でさせていただきます。どうかご審議よろしく願います。」

○吉田教育長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長「ご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいですか。」

※ 各委員一致で可決

○吉田教育長「議決事項1については可決いたします。」

報告事項1 平成27年2月定例県議会の概要について

○吉田教育長「それでは、報告事項1『平成27年2月定例県議会の概要』について説明願います。」

○中村次長「平成27年2月県議会の概要についてご報告いたします。2月県議会は、2月17日に会期前の文教くらし委員会で始まり、2月23日に開会いたしました。会期中、2月27日、3月2日に本会議代表質問、2日の代表質問終了後に会期中の文教くらし委員会、引き続き3日から5日に本会議一般質問、6日から13日に予算審査特別委員会が開催され、3月18日に閉会いたしました。

まず教育委員会関係の提出議案について、教育委員会で先にご承認いただいた平成27年度当初予算案等のほか、記載のとおり平成26年度補正予算、条例改正を上程しました。

補正予算（第5号）、うち教育委員会関連は、退職手当の減額補正と併せて、特別支援学校耐震化事業、文化財保存事業補助の繰越明許費補正をしております。

条例の改正で教育委員会に関するものは、いずれも一部改正で、適正な教職員の配置を行うため教職員の定数を見直すものと、教育委員会制度に関する法律の改正に伴うものでございます。

『一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例』のうち教育委員会に関するものは、『一般職の職員の給与に関する条例の一部改正』のほか、備考欄に記載のとおり2件でございます。教育長が教育委員でなくなるとともに、一般職の職員でもなくなるため、所要の改正をしようとするものです。

『職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例』は、教育長が教育委員でなくなるとともに、一般職の職員でもなくなるため、所要の改正をしようとするものです。

『県吏員職員退隠料条例の一部改正』及び『恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正』は、条例の対象者を改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育長とするため、所要の改正をしようとするものです。

『奈良県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例』は、教育長が教育委員でなくなるため、教育委員の定数を6人から5人に変更するというものです。

続きまして、委員会及び本会議での質問・答弁等の概要についてです。

まず2月17日に開催されました会期前の文教くらし委員会では、『小・中学校の適正規模・適正配置について』他、質問がありました。次に3月2日の本会議終了後に行われました会期中の文教くらし委員会では、補正予算（第5号）の説明を行いました。

次に、2月27日から3月5日に行われました、本会議の代表質問と一般質問の概要です。代表質問は2人の議員より2項目、一般質問は3人の議員より6項目について質問がありました。

予算審査特別委員会は3月10日に教育委員会の部局審査、3月13日に総括審査が行われました。質問項目の欄をご覧くださいますと、『道徳教育について』他、記載の質問がございました。

議案及び議事内容

議会閉会日の3月18日には、文教くらし委員長報告及び予算審査特別委員長報告が行われ、教育委員会の関連議案は可決成立いたしました。

続きまして、本会議の質問と答弁の概要について、代表質問として『教育問題について』民主党高柳議員より質問があり、福祉関連機関との連携を支援するため、学校支援アドバイザーの人材配置について検討することや、スクールソーシャルワーカーの派遣などについて、教育長より答弁いたしました。

『公立小・中学校の統廃合問題について』なら元気クラブ 梶川議員より質問があり、今後も県教育サミット等で議論を積み重ね、活力ある学校づくりに向けて支援を行うことなどについて、教育長より答弁がございました。

次に、一般質問の概要について、『道徳教育について』他五つの質問があり、その答弁を添付いたしております。」

○花山院委員「文教くらし委員会の中で、3月13日の民主党の高柳議員から子どもの貧困対策に係る教育委員会の取組について質問がありました。奈良県でも、経済の二極化が進むとよく言われている中で、例えば県の中で具体的に貧困の生徒とか家庭に対してどういうことができるということが保護者に伝わるのか、学校で先生や福祉アドバイザーが話を聞くほか、県全体としては、健康福祉部と教育委員会とがどういう形で何をどう進めていくか、具体的なことがよく分からないので教えていただきたい。もう一つは、そういう子どもや家庭というのは、高校で始まることではないので、中・高、若しくは小・中・高で情報を共有するとか、連携をもちながらでないと難しいのではないかと。今の2点（健康福祉部との関係と連携のこと）について答えていただきたい。」

○西上生徒指導支援室長「まず福祉との連携という点では、昨年、国では貧困に対する法律ができ大綱が示され、それをもとに教育委員会だけではなく、健康福祉部こども家庭課が中心となって、12月から県庁内で横断的なワーキンググループをもって検討を始めたところでございます。これをもって、具体的な県としての貧困対策の基本計画を今年度策定してまいります。また生活困窮者の支援制度についてもこの4月1日からスタートしております。この支援制度は健康福祉部地域福祉課が主担当になるのですが、県教育委員会内でワーキンググループを設置して、他部局関係課と総合的に連携しながら貧困対策に取り組んでまいります。

もう一点小・中・高の連携について、市町村立の小・中学校では様々な情報も含めて学校で把握しており連携されております。そこから高校への連携という意味では入学時に様々な情報が保護者から学校には提供されておりますが、具体的に貧困のことについて中学校と高校との連携は制度的システムのことはまだ動いていないかと思っております。ただ、システム的ではない部分では、学校の教員同士が様々な連携をしている実態はございます。」

○花山院委員「専門職なので、どうしても縦割りにならざるを得ないことがあると思う。専門職でありながら最後はやはり現場の先生がそれをどう消化して伝えて行くかということが必要。そういう点で、システムのことで進んでいけば、何かの機会にそのことが県民に伝わっていく、県がやっているということを知られるような形がいいのかなと思う。」

○吉田教育長「教育委員会内部でもやっぱり縦割りの部分がありますので、各課単独で対応するのではなくて、教育委員会の中でも横の連携をとるべきではないかと思っています。学校がプラットホームになって、学校教育課が要になってワーキングをと考えています。」

○花山院委員「中心になるところがないと、それぞれが専門職でやっているの難しいところがあると思う。公立学校ですから、保護者はそういうところを懸念されているところがあると思うので、しっかりと取り組めば安心ですよというようなことが伝わるし、現場でもそのことを理解して対応することでスムーズにいく、それを発信することは奈良県教育委員会としては非常に大切なこと、なかなか難しいことだとは思いますが。」

議 案 及 び 議 事 内 容

○吉田教育長「定期的な会がもてるような形を学校教育課で検討してください。」

○森本委員「教育費の負担について、県立工業、商業学校は、特にキャリア教育を行うのに必要です。今後とも実習の必要頻度や、修理修繕を目的に、県教委としては商工業高校等にそういう面で調査していただいて、目的的教育ができるようにしてあげればいいのかと思っています。それに関わる労働教育の推進ですが、高校を出てそういう方々に対して労働三法等、労働に対する考え方についての教育を中学校、高校できちんとしていただくにより充実すると思っています。」

○大西学校教育課長「工業・商業科のことについては、予算の問題にもなってきますが、できるだけのことは考えたいと思っています。いわゆる労働三法とか働くことの意味であるとか、労働者の権利等につきましては、冊子を作って、その中でも書いています。新年度は高等学校の公民科の授業の中で、高等学校現場の教科等研究会とタイアップしながら労働に関わる授業を計画しておりますので、そういう形で進めていきたいと思っています。」

○森本委員「経験数の高い外部講師などを派遣していただいて、そのような教育をしていただくのも一つのやり方と思っています。」

○吉田教育長「学校教育課、企画管理室で、高等学校の公民分野の中で、教科書をなぞるのではなく、奈良県としての労働教育をどのように含めるか、この1年かけてしっかりと考えていきたいと思います。学校単位で取り組んでいるところはあるが、県として考えていきたいと思いません。」

○吉田教育長「予算審査特別委員長報告に関わって、学校内では解決できない児童・生徒の問題行動等に対する警察との連携協力強化と道徳の教科化の取組について、どのように考えておられますか。」

○西上生徒指導支援室長「現在、警察と教育委員会の間で学校との連絡制度ということで県警本部と教育委員会との申し合わせ事項ということでお互いの情報が提供できるような制度でやっております。特に川崎市の事件を踏まえて、現在、その全国的に実質的な連携強化について改めて見直しが求められており、更なる強化に向けて、全ての市町村また国公立も含めて包括的な協定の締結ができないかということで、検討に入っているところでございます。」

○吉田教育長「もともとは学校と警察の連携は警察から非行等の情報を学校に提供する、一つの方向だけのスタートでしたが、そのあとに双方向に、学校からもそういった情報があれば警察に相談することによってお互いに子どもの健全育成に努めていくということになりました。他府県が協定に進んでいる中で、奈良県も強化するために協定を警察と結ぶ方向で調整に入っています。他府県の現状は県立学校、県教委と警察で協定を結ぶということですが、室長が申し上げたのは義務も含めて全てで協定を県が結ぶ方向で調整に入っています。市町村と調整しながら県が代表して県警と学校、県教委が協力していきたいということです。」

○大西学校教育課長「道徳の教科化につきましては、この4月に正式に、特別の教科道徳が設定され、教材として『私たちの道徳』が出ております。教員の指導の差が非常に大きな問題だということで、研究所等とタイアップしながら、教員の研修については具体的に道徳をどう進めていくかということ、教科等研究会でもいろいろと考えていただいております。県でも道徳教育の研究校を指定させていただいて、どのような形で進めていけばよいか、どのような指導がよいのかを、一年間考えていきたいと思っています。」

○吉田教育長「では報告事項1について承認してよろしいですか。」

議 案 及 び 議 事 内 容

○吉田教育長「報告事項1については承認いたします。」

報告事項2 平成27年4月人事異動の概要について

○吉田教育長「報告事項2『平成27年4月人事異動の概要』について説明願います。」

○塩見教職員課長「平成27年度人事異動の概要について、1の教職員人事異動方針ですが、教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして、以下四つを踏まえ適切な人事異動を行いました。一つめは全県の立場にたって適材適所への配置、二つめは同一校の長期勤務者の解消、三つめは若手職員の人材育成の観点から、全県の立場にたった人事異動、四つ目は教員の特性、経験を生かす異動に努めるということでございます。

2の平成27年4月教職員人事異動の重点項目ですが、小・中学校につきましては四つ、1番目は採用後6年までの間、他の市町村への異動を行うとともに、10年以上の同一校の長期勤務者の積極的な異動、2番目は女性管理者の積極的な登用、3番目に指導主事等への若手教員の積極的な登用、4番目に校種間交流等多様な経験を積ませる積極的な人事交流ということでございます。

県立学校につきましては三つ、一つ目の地域・学科間及び若手教職員の異動並びに多様な人事交流を進めるということによるミドルリーダーの育成、二つ目は特別支援学校について、新規採用から3年以上6年以内の異動や異校種間の交流の促進、三つ目は指導主事等への若手教員等の登用ということです。

3の退職を含む異動件数については、小・中学校が1,235件、県立学校が348件、事務局が186件で合計で1,769件となっています。前年度1,636件とありますが、退職者数が増えたということもございまして、133件増えております。

4の異動件数の推移は記載のとおりです。

5の年齢別退職者数ですが、524名、前年度が478名ということで、退職者数が46名増えております。

6の校長・教頭への昇任ですが、新校長は小・中・県立合わせまして104名、前年度が74名ですので、30名増えております。新教頭は113名、前年度が80名ですので、33名増えております。主な特徴として、異動件数については小・中学校が1,235件、県立が348件、事務局が186件で、総数は1,769件となりまして、退職者数の増の影響で、昨年より133件の増となっております。

今年度の特徴は、教職員人事異動方針を踏まえて、平成27年4月教職員人事異動の重点項目の実現に努めたことです。小・中学校ですが、若手教職員に多様な経験を積ませるという人材育成の観点から、採用後最初の異動については他の市町村を基本に積極的な異動を推進し、また学校教育の活性化を図るため同一校の長期勤務者の解消に努めました。これにより、同一校10年以上の長期勤務者は、小・中学校で昨年より0.3ポイント減り3.4%となっております。女性管理職の登用ですが、小・中学校の女性管理職には28名登用し、58名となり、全管理職に占める女性管理職の割合は、昨年より1.2ポイント増えまして9.6%となっております。管理職・事務局指導主事等への若手教員の登用ですが、①小・中学校の教頭に23名、前年より17名増えております。②県教育委員会事務局等への登用13名で昨年より3名減っております。③市町村教育委員会事務局等への登用16名で昨年よりプラス3名です。

県立学校では、地域・学科間及び若手教職員の異動並びに多様な人事交流の推進、①地域間の交流は北部から中南部、中部から北南部、南部から北中部で、記載のとおりです。②専門学科と普通科の交流は19件です。

新規採用から3年以上6年以内の異動や異校種間の交流の推進です。①特別支援学校における新規採用者の早期異動、3年～6年以内の異動10件ですが、うち障害種別の異なる学校間の異動は6件です。

管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員等の登用、①県立山辺高等学校の教頭

議案及び議事内容

に47歳の若手を登用しました。②県教委事務局に49歳以下の若手10名を登用してございます。

平成27年度奈良県公立学校教職員新規採用者数、全体トータルでは425名採用してございます。平成26年度は453名ですので、28名減っておりますが、400名を超える大量の採用を引き続き実施しております。」

○吉田教育長「女性校長管理職の会からは、『子育て時期になかなか他の市町村に移動していない状況。奈良県は教頭試験のために2地域の異動を資格要件に入れていることがネックになっているため、これを外せば教頭試験を受ける女性が増えるであろう』と言われております。それに応えるため、人事を県主導で、2地域に若い間に動いてもらおうという新しい異動方針を出して、今度の教頭試験要件の中で、2地域の要件を外す方向で検討している状況です。」

○吉田教育長「他にご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長「では報告事項2について承認してよろしいですか。」

○吉田教育長「報告事項2については承認いたします。」

報告事項4 奈良県立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

○吉田教育長「報告事項4『奈良県立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱』について説明願います。」

○西上生徒指導支援室長「奈良県立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱について、教育分野で日本生徒指導学会から推薦いただいておりますが、京都教育大学の池田忠氏が、この度の人事異動によりまして辞任されました。それをうけまして改めて日本生徒指導学会から大橋忠司氏（60歳）を推薦いただきました。大橋氏は京都市立中学校教諭から教頭、校長また京都市教育委員会の指導主事、生徒指導課長等を歴任されておられる方で、現在、同志社大学免許資格課程センターの教授というお立場にございます。なお大橋委員の委嘱期間は池田全委員の残任期間となり、平成29年1月8日までとなります。」

○森本委員「将来のことになりますが、女性の委員の登用も念頭に置きながら進めていただければと思います。」

○西上生徒指導支援室長「今回も学会には内々に女性の打診もさせていただきましたが、地域的に適した人材がいなかったことでした。」

○吉田教育長「次回でのご検討をよろしく申し上げます。」

○吉田教育長「他にご意見がないようですので、報告事項4については承認いたします。」

その他報告事項

○吉田教育長「その他の報告事項について、報告願います。」

○中村次長「奈良県教育の現状と課題、今年度の主な取組を教育関係者や県民の皆さんに分かりやすくお知らせするため、『まなびの支援』リーフレットを作成しましたので、報告いたします。

表紙は、奈良県地図の形の中に教育委員会や県内各学校等で取り組まれている教育活動の様子を8枚掲載しています。開いていただきますと、データから見た本県の子どもの状況や、九つのカテゴリー、【確かな学力の育成】、【豊かな人間性の育成】、【たくましい心身の

議 案 及 び 議 事 内 容

育成】、【特別支援教育の充実】、【キャリア教育の充実】、【教員が学ぶ場の提供】、【学校の組織力の向上】、【学校教育環境の充実】、【家庭・地域の教育力の充実】を掲載しています。また、再度開いていただきますと、今年度の新規事業を含めた教育委員会の主な取組をカテゴリーごとに掲載しています。また最終ページには、平成25年度を対象とした、県教育委員会の権限に属する事務管理及び執行状況に係る、点検・評価の概要について掲載しています。

リーフレットは11,000部作成し、県内全ての学校、市町村教育委員会等に4月中に配布するとともに、奈良県教育委員会企画管理室のWebページにも掲載する予定です。」

○吉田教育長「ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長「ご意見がないようですので、承認してよろしいですか。」

○吉田教育長「ただいまの報告については承認いたします。」

○吉田教育長「本日の議案は全て終了いたしました。『奈良県内の文化財汚損事案についての現況報告』についてご報告をお願いします。」

○尾登文化財保存課長「岡寺と長谷寺で4月4日に起こったと報道されました。これが土曜日だったので、6日に県教委から市町村教委に注意喚起の文書を発出しております。その後それぞれの寺社で確認していただいたところ、油状のものがまかれていることが、次々に発覚した状況でございます。この中には国宝または重要文化財が含まれていたということでございます。本日、さらに橿原神宮、また安倍文殊院の重要文化財にかけられている状況です。更に広がっておりますので、文化庁からも全国都道府県教育委員会宛て8日付けで注意喚起の文書がきておりますが、マスコミの報道による模倣犯もあり、茨城県の鹿島神宮でも発見されたということも報道されています。奈良県では中南部と東部で発生しております。県教委としましては、県警と共同して防犯体制の強化するよう、所有者の方等に啓発、注意喚起に努めているところで、防犯カメラの設置等についても今後の対応として出てくる場所ではありますが、事案が発生しましたら、すぐに文化財保存課の職員を現地に派遣して、現場の保存と今後の対応について検討している状況です。」

○西上生徒指導支援室長「3月20日の定例教育委員会で報告させていただいた、文部科学省の児童生徒の安全に関する緊急確認調査結果概要で、7日間以上連続して連絡がとれない、あるいは外部の学校外の集団との関わりで生命身体に被害が生ずる恐れがあると見込まれるものとして、あの時点で2名中1名は身柄確保ができていましたが、もう1名もこの4月5日に身柄確保しておりますこと、ご報告させていただきます。現在は0です。」

○大西学校教育課長「前回の教育委員会で、幼稚園その他学校の休校廃校の件、ご質問いただきまして、休校した場合に再開する基準があるのか、それについて調べさせていただきました。基本的には休校を指定した、設置している設置者が一定の条件を設定して再開をするということ、特別の取り決めがありません。それに関わって3月31日に文部科学省から休校の再開支援窓口の設置について文書がきまして、中長期的に、例えば事業企画によって街の再開発を行う等の、将来的に中長期的にわたって一定の人口が増えるような場合に、休校した学校の再開についての一定の手順を示す、あるいは協力する支援窓口を設定するお知らせでした。何か一定の基準がありますかというご質問でしたが、設置者が決めるということで、特定のことは見当たらなかったとご報告させていただきます。」

○吉田教育長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」